

GO GOTSU!



江津市土木・建築技術職員 人材育成計画



江津市



はじめに

土木・建築技術職員には、社会情勢や市民ニーズの変化、新技術の進展等を的確に捉え、市民生活や経済活動を支える社会基盤の最適な整備・維持、環境の最適な保全等を行うことや、持続可能で安全・安心なまちづくりを推進するため、技術力を日々身に着けるとともに、世代間での知識の共有・継承を図り、組織力を向上させ次世代にその知識と技術を引き継いでいくことが求められています。

しかしながら本市でも建設業界全体の人手不足と同様に、若手職員の採用希望者は減少傾向にあり、社会資本の担い手となる人材の安定的な確保及び早期育成に向け、持続可能な体制を構築することが喫緊の課題となっています。

こうしたことから、令和3年3月に改定した「江津市人材育成基本方針」に基づき、持続可能な土木・建築行政を目指し、全ての土木・建築技術職員から意見を聞く中でこの計画を策定しました。

計画に掲げた、土木・建築技術職員の人材育成に向けた取組を通して、職員一人一人が技術力に磨きをかけ、新たな時代に適応しつつ、本市を持続可能な都市として発展させていくことを期待しています。



令和8年 4月
江津市長 中村 中

目次

1 江津市土木・建築技術職員人材育成計画とは	3
2 計画の策定にあたって考慮すべき事項	4
3 目指すべき土木・建築技術職員像	5
4 土木・建築技術職員に求められる役割と能力	7
5 業務遂行に必要な能力の習得に向けた各ステージ別の到達目標	10
6 人材育成メニュー	11
(1)研修による育成支援	12
(2)資格取得に向けた支援	13
(3)職場環境・人的な育成支援	16



1 江津市土木・建築技術職員 人材育成計画とは

本市では、市を取り巻く社会環境の変化や国の地方公務員制度改革等を踏まえた上で、職員に求められる役割・能力・志向を示し、「目指すべき職員像」への道しるべとして人材育成の方向性と取り組むべき施策を明らかにした「江津市人材育成基本方針」を令和3年3月に改定しました。

土木・建築技術職員を取り巻く環境や社会ニーズは大きく変化しており、人口減少・超高齢社会の進行等を見据えたまちづくりの実現、社会基盤の老朽化等に対応するための公共施設マネジメント、激甚・頻発化する災害を踏まえた国土強靱化、脱炭素社会の実現やSDGs（Sustainable Development Goals）の達成、デジタル市役所への転換等、様々な課題への対応が求められています。

近年、土木・建築技術職員の人材確保が大変厳しい状況にあり、持続可能な土木・建築行政の体制を確保するため、社会資本の担い手・地域の守り手となる職員の育成が急務となっていることから、より専門的な内容を盛り込んだ全職員を対象とした「江津市土木・建築技術職員人材育成計画」を策定しました。

本計画は、目指すべき土木・建築技術職員像を掲げ、職員に求められる役割を明確にした上で、採用1年目の職員から、専門知識と高度な技術を併せ持ち現場の最前線での活躍が期待される主任職までの職員を対象に、5つのステージに分類し各ステージにおいて求められる業務遂行能力を効率的かつ効果的に身につけ、段階的にスキルアップが図れるよう体系的にまとめています。



2 計画の策定にあたって考慮すべき事項

(1) 持続的に発展するまちづくりの推進

本市のめざす都市像である「小さくとも一層キラリと光るまち ごうつ」を実現するために、インフラの整備、維持管理、長寿命化・老朽化対策についても、SDGsの理念のもと、DX(デジタルトランスフォーメーション)やGX(グリーントランスフォーメーション)を考慮し、変化する時代においても持続的に発展するまちづくりを推進していくことが必要となっています。

(2) 土木・建築技術職員の減少

生産年齢人口の減少等により、建設業界は慢性的な人手不足が続いており、本市においても人材確保は厳しい状況にあります。そのため、若手の土木・建築技術職員を確保するとともに、技術力を維持・継承していく取組が必要となっています。

(3) 土木・建築費の高騰による財政負担

老朽化するインフラや公共建築物の更新・維持管理に多額の費用を要する状況の中、人件費・資材等の高騰により工事費が増大傾向にあります。このことにより公共事業費が増大し、限られた財政の中で効率的にマネジメントをしていくことが必要となっています。

(4) 自然災害への対応

平成30年、令和2年、令和3年に豪雨による江の川の増水により多くの家屋浸水被害が発生するなど、近年多発する線状降水帯による豪雨被害など自然災害は激甚化しています。そのため、災害に強いまちづくりを進めることが強く求められているとともに、災害時には組織的かつ的確な対応が必要となっています。

(5) 多様化する市民ニーズへの対応

業務を進める中で、日々市民から数多くの声が寄せられており、その要望に対しては専門的な知識のほか、スピード感を持った丁寧な対応が求められています。そのため、多様化する市民ニーズに対し、傾聴し理解・判断する力、説明や説得する力といった、一連のコミュニケーション能力を身に付けることが必要となっています。



3 目指すべき土木・建築技術職員像

「江津市に住んで本当に良かった」と思ってもらえるような、「安全で安心な魅力あるまちづくり」を実現するためには、土木と建築それぞれの技術職員の意欲や姿勢が重要です。その実現に向けて職員一人一人が、自らの役割と責任を理解し、目指す職員像をしっかり認識し、また自らの目指す職員像を明確に描き行動していく必要があります。

1. 【危機管理能力】

- ・常に危機管理意識を持ち、非常時に的確に対応できる職員
- ・自然災害や事故をはじめ、通常業務においても事前の危機管理を怠らず、非常時には的確な判断と迅速な対応ができる能力をもった職員

2. 【使命感・主体性】

- ・土木と建築それぞれの技術職員としての使命感と責任感を持ち、自ら考え行動する職員
- ・道路、河川、公園、建物などの公共施設の整備や維持管理業務を担う土木と建築それぞれの技術職員は、使命感と責任を自覚し、公正かつ誠実な立場で法令を遵守のうえ職務を遂行するとともに、コスト意識を持って課題に対し自ら考え行動できる職員

3. 【市民目線・コミュニケーション力】

- ・住民の視点で考え行動できる職員
- ・住民の要望等に対して、常に良好なコミュニケーションを図り、多様化する住民からのニーズを把握し、住民の視点に立って考え、費用対効果のバランスを考えた提案ができる職員

4. 【自己向上心・育成力】

- ・高い専門的知識・技術・資格を取得し、常に自己啓発・自己研鑽に努め、自ら成長するとともに、人材を指導・育成できる職員
- ・基本的な知識とともに、常に新たな知識や技術を習得しようとする向上心で自ら成長し、使命感を持って部下や後輩を育成できる職員

5. 【感覚・政策提言能力】

- ・社会情勢の変化等を踏まえた、幅広い視野から政策提言ができる職員
- ・多角的な視点と先見性で将来を描く感覚を持って、改革に向け積極的な政策提言や発信ができる職員



目指すべき土木・建築技術職員像に必要な技術者のスキル

目指すべき土木・建築技術職員像を基本としつつ、外部委託の適否や会計年度任用職員との役割分担を整理して組織のスリム化を図る等、効率的・効果的な行政運営を推進する必要があります。

その視点を踏まえ、技術職員でなければ担えない業務を遂行するうえで求められる姿や方向性を明確にするため、以下の4項目を定義します。

①技術的側面からの政策立案

都市計画マスタープランや住宅マスタープラン、各施設の長寿命化や各施設の維持管理などの計画や都市再生・市街地再開発などに係る政策を企画立案し、実行してチェックするほか、各分野と密接に関与して技術的側面から政策全般をサポートします。

②法に基づく公平・公正な対応

都市計画法や建築基準法、道路法、下水道法などの法律に基づく許可や認定、開発事業の調整などにあたっては、専門的見地から公平・公正に判断して適正に対応します。

③公共施設の維持・管理の着実な実施と品質の確保

公共施設の計画、設計、積算、施工管理、検査、維持管理の各プロセスを専門的知見に基づき着実に実施し、また、外部委託化する場合においても指導監督等により品質等を確保して発注者責任を果たします。

④公共施設等の再整備における総合的なマネジメント

道路や公園、上下水道などの都市基盤施設や小中学校などの公共施設の再整備や長寿命化などについては、事業手法や費用対効果の検討から関係機関との調整や地域住民の合意形成までを総合的にマネジメントして計画的に推進します。

以上4項目を担うためには、

- ・民間業者への指導や議論ができるための技術力
- ・過去を踏まえながらしっかり評価し優劣を見極める力
- ・市民に対して専門用語をわかりやすく伝える力

が必要となります。

その力を保持・蓄積するためには、測量や施工管理などの「現場技術」、積算システムやCADなどの「情報管理技術」、構造計算や図面読解力、土木建築材料の知識などの「実務に関する技術」、土木建築関係法令などの「法的知識」が必要であり、職種（土木・建築・農林水産・水道・下水道）や職場（部門、課、係）によって必要な技術は異なります。

また、技術職員が担う役割と責務を果たすため定義付けした4つの項目を実行するには、まず、各職場で必要な技術を明文化し、組織的にオーソライズする取組みや仕組みが必要です。

これらを踏まえ、技術職員の一人ひとりが、技術部門のプロフェッショナルとして自らの将来ビジョン（キャリアパス）を描いて、経験やスキルを積み重ねながら技術の研鑽と習得に主体的に取り組むことが大切です。

4 土木・建築技術職員に求められる役割と能力

目指すべき土木・建築技術職員像を実現するためには、まず、土木建築技術職員に求められる役割を十分理解した上で、各ステージ※1に応じて必要となる能力を身につけていくことが大切です。

※1 各ステージ…技師(1年目・2～3年目・3年目以上)、主任技師、主任の5ステージ
注) 係長以上の職位は、管理監督職として必要になるマネジメント能力等を階層別研修や選択研修において習得するものとし、本計画には盛り込んでいません。

<土木・建築技術職員に求められる役割>

土木・建築技術職員に求められる役割について、次のとおり定めます。

- プロ志向**
- ・土木・建築の専門知識と多角的な視点・先見性を兼ね備えた土木・建築行政のプロフェッショナルとして、未来を見据えた持続可能な安全で安心なまちづくりに取り組む。
 - ・土木・建築に関わる職員として自らが果たすべき役割を把握し、有益性・効率性・経済性を追求し創意工夫しながら市民に寄り添った行政に取り組む。
 - ・自己満足に陥らず周囲の意見にも耳を傾け、自らの考えを持ち、目的を正確に理解し課題解決に努める。
 - ・根拠を持ち自信をもって説明責任を果たせるよう常に自己研鑽の意識を持ち、積極的に資格取得に挑戦する。
- 市民志向**
- ・市民からの相談や要望を真摯に受け止め、丁寧に説明し、行政の立場を踏まえ公平性を意識し、誰もが安心して住み続けることができる社会基盤を整備する。
- チーム志向**
- ・市職員として課題（業務）に対し横断的に問題解決に当たり、共通認識を持つことで品質と知見の底上げを図る。
 - ・土木・建築技術職員の技術と知識を結集し、組織としての課題解決に取り組む。
 - ・土木・建築・農林水産・水道・下水道と様々な分野の職員と意見交換し、自分の立場だけを押し付けることが無いように、お互いを尊重しあつて幅広い視野を持って課題解決に取り組む。
- 経営志向**
- ・イニシャルやランニングコスト等の財政負担を考慮し「経済性」、「効率性」、「時代適合性」、「有効性」が発揮出来る社会基盤を整備する。
 - ・真に必要な物を選択できる能力を養い理想を追求するだけでなく常に財政を意識し社会基盤を整備する。
 - ・少ない投資で最大限の効果が発揮できる手法を追求するとともに、ライフサイクルコストの低減を図るため企画、計画段階からトータルコストを総合的に検討する。
- 成長志向**
- ・目的意識を持ち積極的に技術職員として必要な研修を受講することにより、技術的知識の向上、自己研鑽に励む。
 - ・技術面に加え市職員としての職責を理解し総合的に判断する力を身につける。
 - ・何事にも説明責任が果たせるよう、新たな技術の習得と日々の業務で知識を蓄積し、土木・建築技術を探究する。
 - ・様々な分野の人と交流することで得られる知識が多くなることから積極的に他分野との交流を図り人脈の拡大に努める。

＜土木・建築技術職員に求められる能力＞

土木・建築技術職員は、行政職員として備えておくべき一般的な知識や能力に加え、業務を遂行する上で必要となる土木・建築技術職員特有の次の能力を身につけ、発揮していくことが求められます。

基 本	<ul style="list-style-type: none"> ・土木・建築それぞれの基本的な知識を習得し活用することができる。 ・技術関係職場の業務・事業の概要を理解している。
予 算	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施にあたって事業の補助制度等を理解し、国費や起債など財源確保の検討や関係機関との調整ができる。 ・常に予算執行状況を把握し、事業を進めることができる。 ・限られた予算の中で、お金がないからできないではなく、少ない予算でどうすれば対応できるか工夫・検討ができる。 ・予算構成の仕組みを理解している。
準備・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・事業全体を把握するだけでなく、周辺の住民、環境について把握をしたうえで事前の準備や調整を十分に行うことができる。 ・事業全体を俯瞰し、地元や関係者との調整を段取りよく進めることができる。
設計・積算	<ul style="list-style-type: none"> ・現場を熟知し根拠ある設計と積算を行い、引用した数字の根拠を明確に説明することができる。 ・積算の根拠と合理性を整理したうえで現場条件に即した設計・積算を行うことができる。
施工管理	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画を十分確認し、施工管理等について適正に指導・監督ができる。 ・現場でのトラブルに対して、その原因を確認したうえで必要な対応ができる。 ・現場での協議事項については速やかかつ的確に対応することができる。
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・人命第一を念頭におき危険度、緊急性、必要性を的確に判断し、危険箇所の修繕を行いリスクを回避できる。 ・地域の声及び要望を踏まえ必要性和優先順位を的確に判断し、予算を考慮しながら計画的に対応できる。 ・インフラ施設の良好な状態を保つため、適時適切に修繕を行うことができる。
計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的な視点で社会的ニーズを捉え、理想を掲げ市民参画等の過程を踏まえたうえで、魅力あるまちづくりを推進するための計画を策定することができる。 ・市の上位関連計画を把握し、将来を見据え庁内、市民の理解を得ながら計画策定することができる。 ・社会情勢の変化に対応し、その時々に必要な各種計画を策定していくことができる。
審査指導	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令や規則等を理解・遵守し適正な判断によりわかりやすく丁寧な対応を行うことができる。 ・根拠法令を理解し法令違反の是正に対して毅然とした指導ができる。
市民対応	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情や要望に市民目線で真摯に話を伺い、よく聴き専門用語を使わないわかりやすい言葉で説明し理解を得ることができる。

- 業者対応** ・ 対等の立場で誠意を持って信頼関係を築き、発注者として迅速な協議・指示を的確に行い事業を円滑に遂行することができる。
- 危機管理** ・ 発注現場や災害時等のリスクに対し、事前の予測や事故発生等による事後について臨機にマネジメントを行い対応することが出来る。
- 育 成** ・ 後輩職員に対して親切丁寧に指導を行い、社会基盤の整備、維持管理、良好な都市環境の形成を担っていける後輩職員を育てることができる。
・ 年齢にとらわれず知識・技術を広く共有し、互いを認め、高め合うことができる。



5 業務遂行に必要な能力の習得に向けた各ステージ別の到達目標

ステージ	No.	業務遂行に必要な能力の習得に向けた各ステージ別の到達目標
技師 1年目	1	担当する業務が総合計画のどの分野に該当するか理解している
	2	技術関係各課の業務概要を理解している
	3	担当する事業の目的を理解している
	4	江津市の地名や道路、河川、主要施設等の名称を検索できるスキルを持っている
	5	測量に必要な手順や方法を理解している
	6	公共事業の流れを把握している
	7	入札制度・契約制度を把握している
	8	担当する仕事の基本的な図面を読むことができる
	9	CADの機能を理解し、使用することができる
	10	積算基準書の役割を理解している
	11	積算ソフトの操作方法を理解している
	12	共通仕様書の役割を理解している
	13	出来形や品質管理基準を基準書から引用することができる
	14	修繕の必要性を判断することができる
	15	都市計画マスタープラン・住宅マスタープラン等の土木・建築行政に係る上位計画を知っている
	16	苦情や要望に対し、真摯に対応することができる
	17	受注者からの問い合わせに対し、ワンデーレスポンスに努め、現場をスムーズに進行することができる
	18	日々のコミュニケーションから、受注者と信頼関係を築くことができる
技師 2・3年目	19	土木・建築の専門用語を把握している
	20	土木・建築で使用する機械を知っている
	21	工事に使用する基本的な材料に関する知識がある
	22	打合せ等の報告書や議事録を作成することができる
	23	予算編成の流れや仕組みの概要を知っている
	24	事業の関係者(国や県、地元住民等)を把握している
	25	CADの機能を駆使し、発注図面を作成することができる
	26	積算ソフトを使い、設計書を作成することができる
	27	必要事項を特記仕様書に定めることができる
	28	施工計画書に記載すべき必要項目を理解している
	29	施工計画書が、設計図書の内容及び現場条件を反映しているかチェックすることができる
	30	出来形や品質管理基準に基づいた施工管理を行い、受注者への助言や指導をすることができる
	31	工事に必要な関係法令を把握している
	32	安全管理のために必要となる基本事項を理解している
	33	市民の理解が得られるように、専門用語を使わず市民の目線で説明することができる
技師 3年目以上	34	事業の関係者(国や県、地元住民等)と調整を行うことができる
	35	事業に関し、事前の情報収集・段取りを十分に行うことができる
	36	見積りの取り方・単価の採用方法を理解し、設計書に反映することができる
	37	積算基準書に書かれている内容を理解し、根拠や現場条件に基づいた設計・積算をすることができる
	38	契約約款の記載内容を理解している
	39	設計内容との相違等、現場での違和感を察し、受注者に適切な指示をすることができる
	40	所属が該当する総合計画や都市計画マスタープランへの記載内容を理解し、役割や相互の関係を理解している
	41	豪雨等の予測情報を収集し、事前の準備や対策を行うことができる
主任技師	42	事業を完遂させるためのクリティカルパスを特定し、スケジュールを立てることができる
	43	優先順位を的確に判断し、計画的かつ効率的な維持管理を行うことができる
	44	都市計画マスタープランや道路整備プログラムなどの計画を策定する際に必要なプロセスを把握している
	45	不当な要求に対して毅然とした対応をとることができる
	46	想定外の災害が起こった際にも、冷静に臨機応変な対応をとることができる
	47	業務を進める上での留意点等を後輩職員に伝え、引き継ぐことができる
	48	新しい技術や法令に基づく基準の改正など、習得した知識を広く共有することができる
主任	49	予算や交付金等の要求資料を作成することができる
	50	ライフサイクルコストを考慮した適切な修繕工法を選択することができる
	51	説明会等で使用する資料を作成し、プレゼンテーションを行うことができる
	52	関係法令を理解・遵守し、適正に判断することができる
	53	市民の声や問い合わせフォームなど、所属としての回答を作成することができる

6 人材育成メニュー

業務遂行に必要な能力は、人事課が主催する階層別研修のほか、各職場での日常業務等を通じて指導育成するOJT（On the Job Training）や外部機関への派遣研修、さらには職員自らが主体的に取り組む自己啓発により習得していくことを目指します。

（1）研修による育成支援

■職場内研修の実施

職場内研修において、技術職員が多岐にわたる分野で即戦力として業務を推進できるよう、“専門知識”や“業務遂行力”の向上に重点を置き、各職場において土木・建築の基本的な知識や技術に加え、業務の内容、業務上必須となる機器の操作方法など実務的な研修に計画的かつ効果的に取り組むこととします。また、先輩職員による知識や経験の継承はもとより若手技術職員の熱意や意欲を引き出すこと、新規採用職員が抱える不安の払しょく等にも配慮することとします。

これにより、本市土木・建築行政の全体像を捉えるとともに、土木・建築技術職員として理解すべき基本知識や安定した技術力の早期習得を図り、設計・積算などの発注業務や現場・窓口における基本的な対応などを独力で遂行できる人材を育成します。

■階層別等研修の実施

土木・建築技術職員は、専門分野の知識や技術を高めることに加え、一般行政職員と同様に、地方公務員法や行政手続法などの法令遵守に関すること、政策決定や予算編成などの施策遂行に関すること、業務を円滑に遂行するための対人関係に関することなどの知識を習得する必要があります。

さらに、市の重点課題である「SDGsの達成」と「脱炭素社会の実現」に向けた取組を推進するための知識も求められるため、一般行政職や他の専門職と合同で実施する必修研修や階層別研修等を計画的に提供し習得を図ります。

■派遣研修の実施

島根県建設技術センターで行われる、積算・施工管理・コンクリート品質管理等の基礎研修や、国土交通大学校や全国建設研修センターが主催する、まちづくりや橋梁等の専門分野研修、更には他都市への先進事例の視察など、様々な職場外研修を積極的に活用して技術職員の技術力向上を図ります。

外部機関が実施する研修は、ニーズに即したメニューが多彩であり、専門的な知識や技術を短時間で集中的に学べるという利点に加え、他自治体職員と交流することで、客観的に自身の業務や組織を見つめ直す機会となり、意識向上にも繋がります。

また、国が進める「i-Construction」の取組を中核としたインフラ分野のDXについても、ICT(Information and Communication Technology)を活用した最新技術等を学ぶことにより、業務効率の向上や働き方改革のヒントを得ることが期待できます。

実務経験が浅い若手職員については、県が実施する研修への派遣等を通し、職員一人一人の知識や技術の向上と経験の蓄積を図ります。

また、中堅職員については、国や民間事業者が実施する専門性が高い研修への計画的・継続的な派遣を行い、専門的スキルの向上や視野の拡大、意識改革を図るとともに、その習得した知識や考え方を庁内で展開することで、組織全体の底上げを図ります。

また、所属長は本人のキャリアプラン等を踏まえ積極的に支援することとします。

■研修による育成支援

採用1年目～3年目職員の研修計画

※研修計画における内容や時期は随時見直します

種別	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	
1年目	職場内	<ul style="list-style-type: none"> 各課による職場研修 (各課の業務・事業概要の説明、現場見学など) 先輩職員との意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> 工事発注実務の研修 (設計書作成から検査、完成までの流れ) 図面の読み方研修 CAD操作研修 設計積算の研修 (歩掛・数量基準など) 積算システム研修 GIS操作研修 土地の調べ方の研修 	<ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書、基準書等に関する研修 工事書類のチェックポイント研修 出来形測定研修 契約・品質管理・検査のチェックポイント研修 公共工事の監督・工事 災害復旧事業研修 成績評価の研修 	
	階層別等	4月：新規採用職員研修 (前期)	9月：新規採用職員研修 (後期)		
	派遣専門	土木建設課 6月：測量と地図の初歩、公共測量、GIS基礎 (国土交通大学校) 都市計画課 5月：建築基準法 (単体規定と集団規定) : 建築行政共用DBS操作説明会 6月：建築工事のポイント 農林水産課 5月：治山・林道技術研修 6月：農地・農業用施設災害復旧事業研修 : 災害復旧事業システム研修 : 漁港漁場関係担当者研修 水道課 水道技術者ブロック別研修会	土木建設課 7月：GIS基礎 (国土交通大学校) 9月：建設機械施工・機械設備 (基本コース) (国土交通大学校) 都市計画課 7月：営繕積算システム操作講習会 8月：建築改修積算の基本 農林水産課 8月：森林土木技術協会研修会	土木建設課 10月：水害に対する危機管理能力向上 (国土交通大学校) 都市計画課 10月：建築改修 農林水産課 2月：農地・農業用施設災害復旧事業研修 : 災害復旧事業システム研修 : 換地研修 水道課 漏水防止講習	土木建設課 開催時期未定(島根県土木部、建設技術センター) ・土木部新任職員研修 ・建設業法・入札制度研修 ・予算経理・総合評価方式研修 ・公共工事設計積算研修 ・CAD操作研修 (初級) ・新任用地事務研修 ・災害研修 (技術) (現場実務) ・公共土木施設長寿命化研修 ・新規採用 (技術) 職員研修 ・災害研修 (事務)
2年目	職場内	実践研修			
	階層別等	※年齢により受講する研修あり (I 課程研修、II 課程研修)		※年齢により受講する研修あり (I 課程研修、II 課程研修)	
	派遣専門	都市計画課 6月：建築確認実務Ⅰ 6月：建築工事管理Ⅰ 農林水産課 5月：治山・林道技術研修 6月：農地・農業用施設災害復旧事業研修 : 災害復旧事業システム研修 : 漁港漁場関係担当者研修	土木建設課 9月：道路交通安全 都市計画課 7月：建築防災研修会 7月：公共建築工事費算出等講習会 7月：建築数量積算基準講習会 農林水産課 8月：森林土木技術協会研修会 水道課 配管講習会	土木建設課 10月：河川管理 (国土交通大学校) 12月：河川施設 (設計・保全) (国土交通大学校) 都市計画課 10月：公共建築工事積算 農林水産課 2月：農地・農業用施設災害復旧事業研修 : 災害復旧事業システム研修 : 換地研修 水道課 漏水防止講習	土木建設課 開催時期未定(島根県土木部、建設技術センター) ・施工管理実務研修 ・土砂災害防止法研修 ・橋梁点検実務研修
3年目	職場内	実践研修			
	階層別等	※年齢により受講する研修あり (I 課程研修、II 課程研修)		※年齢により受講する研修あり (I 課程研修、II 課程研修)	
	派遣専門	土木建設課 6月：道路管理 (国土交通大学校) 農林水産課 5月：治山・林道技術研修 6月：農地・農業用施設災害復旧事業研修 : 災害復旧事業システム研修 : 漁港漁場関係担当者研修	都市計画課 7月：新鋭予算単価と設計料算定説明会 農林水産課 8月：森林土木技術協会研修会 水道課 配管講習会	土木建設課 11月：地域防災に活かす地理空間情報 (国土交通大学校) 都市計画課 10月：建築確認実務Ⅱ : 建築工事管理Ⅱ 12月：建築設計 農林水産課 2月：農地・農業用施設災害復旧事業研修 : 災害復旧事業システム研修 : 換地研修	土木建設課 1月：コミュニケーション技術 (国土交通大学校) : 河川計画 (国土交通大学校) 開催時期未定 (島根県土木建設課) : ・公物管理新任研修 ・道路実務研修 ・道路管理瑕疵事故等担当者研修 ・河川実務研修 ・都市計画実務研修 ・道路防災技術研修

4年目以降職員の研修計画

- ◆外部機関が実施する専門性の高い研修への派遣(全国建設研修センターなど)※全国建設研修センター等で1年目から有用な研修は参加可能。
- ◆官公庁や各種団体が実施する専門的な知識や高度な技術の習得のための研修への派遣
- ◆災害発生時における職員の即応力を高めるため、災害実務研修等の活用
- ◆市役所他部署、市内建設業界との情報交換会の実施

(2)資格取得に向けた支援

土木・建築技術職としての経験値に加え、多様な資格を有していることは、設計・積算のほか、現場における監督業務や事業者への指導や審査など、さまざまな場面でその知識を活用することができ、事業者や市民からの信頼確保に繋がります。

また、資格取得により、幅広い職務を担当する機会を得ることで、自身のキャリア形成にも繋がります。

職種によっては、資格が必要となる業務があり、建築士、建築基準適合判定資格者の資格取得は業務の一環とし取得するため、受験手数料、受講料・テキスト代、登録料・更新料、登録免許税、旅費、その他の経費などを公費負担としています。

また、下水道法施行令第15条及び第15条の3に定める学歴を有さない職員が、必要とされる実務経験を短縮するために受ける講習や日本下水道事業団法施行令第4条第1項に定める技術検定の受講料、受験料、旅費等の経費についても資格取得と同様に公費負担としています。

その他の資格取得についても、資格取得に要する経費を助成することとしています。

■建築士・建築基準適合判定資格者《取得必須》

建築工事の発注や建築確認事務において、建築士や、建築基準適合判定資格者の資格が必要な場合があります。受験資格を有する職員は、資格を取得することで、自身の専門知識やスキルをより深化させることができるとともに、他の職員への助言や指導を行うなどでリーダーシップの発揮にも繋がります。

また、自身の能力や専門性を証明する一つ的手段となるため、受注者への的確な指導や市民への根拠を示した説明などの対応を通し、信頼を得られると同時に、専門職としての自己肯定感を高めることが期待できます。

■下水道の計画設計又は工事の監督管理及び維持管理を行う職員《取得必須》

下水道の計画設計を行うにあたって下水道法施行令第15条の資格要件を満たさない場合は、日本下水道事業団法施行令第4条第1項に定める技術検定に合格することが求められています。

下水道の工事の監督管理及び維持管理を行うにあたって下水道法施行令第15条の3の資格要件を満たさない場合、監督管理は5年以上、維持管理は10年以上の実務経験が必要となります。しかし、「下水道の設計又は工事の監督管理資格者講習会」や「下水道維持管理資格者講習会」を受講することで、監督管理は2.5年以上、維持管理は5年以上の実務経験を積むことで工事の監督管理及び維持管理ができるようになります。



■ 1年目から3年目までの職員《取得推奨》

実務経験が浅い土木・建築技術職員は、資格取得によって専門的な業務に関する知識や技術を習得し、業務範囲を拡大することができます。また、技術力を担保する客観的な基準として資格を取得することで、自己信頼感を高め、仕事への情熱やモチベーションを強化することができます。

■ 4年目以降の職員《取得推奨》

実務の中心となる4年目以降の職員にとって資格取得は、自身の専門知識やスキルをより深化させることができるとともに、他の職員への助言や指導を行うなどリーダーシップの発揮にも繋がります。

また、自身の能力や専門性を証明する一つ的手段となるため、受注者への的確な指導や市民への根拠を示した説明などの対応を通し、信頼を得られると同時に、専門職としての自己肯定感を高めることが期待できます。

■ 資格取得を推進する取組

資格取得は自己啓発の一環として非常に有益で、自己成長や専門知識の習得に繋がるとともに、自身のキャリア形成にも大きく寄与しますが、時間や労力に加えて、教材や受験料などの費用面での負担が発生します。

そこで、1年目から3年目までの職員については、学習時間の確保や受験に要する経費等の支援を行います。

また、建築士、建築基準適合判定資格者に必要な資格取得可能な職員や4年目以降の職員でさらに上位の資格取得を目指す職員についても、所属部署全体で、取得に向け集中できる環境や、相談・助言を行う体制を整備するなど積極的な支援を行います。



技術力を担保する客観的な基準として、業務遂行上有用と認められる資格取得を支援

該当職員	資格名	支援内容
建築技師	必須 ・一、二級建築士 ・一、二級建築基準適合判定資格者検定	【職員の資格取得費用に係る公費負担綱】 1.受験手数料 2.受講料・テキスト代 3.登録手数料・更新料 4.登録免許税 5.旅費 6.その他市長が認めた経費
下水道法施行令第15条及び第15条の3に定める資格を有さない職員	必須 ・日本下水道事業団法施行令第4条第1項に定める技術検定 ・下水道の設計又は工事の監督管理資格者講習会 ・下水道維持管理資格者講習会	【職員の資格取得費用に係る公費負担綱】 1.受験手数料 2.受講料・テキスト代 3.登録手数料・更新料 4.登録免許税 5.旅費 6.その他市長が認めた経費
1年目～3年目	推奨 土木施工管理技士(2級) 造園施工管理技士(2級) 管工事施工管理技士(2級) 建築施工管理技士(2級)	【江津市土木技術及び建築技師の資格取得 支援助成金交付要綱】 1.受験手数料 2.受講料・テキスト代 3.登録手数料・更新料 4.登録免許税 5.その他市長が認めた経費
4年目以降	推奨 土木施工管理技士(1級) 造園施工管理技士(1級) 管工事施工管理技士(1級) 建築施工管理技士(1級) 技術士 技術士補 土地区画整理士 宅地建物取引士 土地家屋調査士 土地改良換地士 給水装置工事主任技術者	【江津市土木技術及び建築技師の資格取得 支援助成金交付要綱】 1.受験手数料 2.受講料・テキスト代 3.登録手数料・更新料 4.登録免許税 5.その他市長が認めた経費



(3)職場環境・人的な育成支援

■採用1年目の職員への支援

採用1年目の職員に対しては、同じ職場の先輩職員が、日常業務等を通じて指導を行い、知識や技術の習得に加え、職場における役割や取り組み姿勢などの理解促進を図ります。

また、管理監督職を含め職場全体で職員の育成を実施します。

■採用2年目、3年目の職員への支援

実務経験が浅い採用2年目、3年目の職員に対しては、同じ職場の先輩職員が、土木・建築に関する専門知識をより高めるための継続的な指導・育成を行い、関連法規の調べ方や設計・審査業務、事業者及び市民対応など、幅広い実務的なスキルの習得を図り、早期の独り立ちを支援します。

■職場指導・現場指導による知識・技術の継承

実務経験が浅い職員が、マニュアルでは得ることのできない判断力や経験値を培うため、高い技術力や豊富な経験を持つ上司が指導者となりOJTを実施します。

また、過去の事例や実際の経験を踏まえた知識・技術は、積み重ねるべき貴重な財産であることから、職場や職層を問わず広く共有し、次世代への継承を図ります。



おわりに

この計画は3部門6課にわたって配属されているすべての技術職員が集まり（技師会）、時代に即した技師のあり方を模索し、意見を交わし、共通認識と納得性を語りながら策定したものです。策定がゴールではなく、今はこの一冊を手にとってスタートラインに立った状態です。今後、在席する技術職員がこの計画を理解し体現することと、技術職員以外の職員も人材育成の取り組みを理解することで市役所全体で人材育成を推進することができればと思います。

また、この計画は現時点での情勢を反映したもので、今後社会の変化にあわせて改訂していくことが望まれます。

この一冊が安全で安心して暮らせる江津市を未来へ繋げるための一助になればと思います。

令和8年3月
技師会

技師会の経緯

	参加者	開催日	内容
第1回	係長級以上	令和7年9月29日（月）	とりまく現状
第2回	係長級以上	令和7年10月20日（月）	過去の検証
第3回	係長級以上	令和7年11月4日（火）	時代に適応する体制を探る
第4回	主任以下	令和7年11月21日（金）	意見交換会
第5回	係長級以上	令和7年12月2日（火）	人材育成を探る
第6回	課長級以上	令和8年1月9日（金）	目指すべき土木・建築技術職員像 土木・建築技術職員に求められる役割 土木・建築技術職員に求められる能力



参考資料

水道関連

■ 布設工事監督者の資格要件

(江津市水道事業における水道布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う布設工事監督員の設置等に関する条例第3条)

分類		技術上の 実務経験※
大学卒業 <短期大学を除く> ()内は、大学院にて1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した場合	土木工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業	1年6月以上 (1年以上)
	機械工学科・電気工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業	2年以上 (1年6月以上)
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学 前期課程 修了	土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業	2年6月以上
	機械工学科・電気工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業	3年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業	3年6月以上
	機械工学科・電気工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業	4年以上
水道の工事に関する技術上の実務経験のみ		5年以上
技術士 上下水道部門 2次試験合格	上下水道部門に合格(上水道及び工業用水道を選択した者に限る)	6月以上
1級土木施工管理技士 検定合格	—	1年6月以上

※1 給水人口5万人以下の水道事業、1日最大給水量2.5万m³以下の水道用水供給事業(原則、法第46条第1項に規定する知事認可)、簡易水道事業の場合は必要年数は半分

※2 技術上の実務経験年数のうち少なくとも半分は水道に関する実務経験を有すること(給水人口5万人以下の水道事業、1日最大給水量2.5万m³以下の水道用水供給事業(原則、法第 人口5万人以下の水道事業、1日最大給水量2.5万m³以下の水道用水供給事業(原則、 46条第1項に規定する知事認可)、簡易水道事業と1万m³/日以下の専用水道の場合は必要年数は半分 法第46条第1項に規定する知事認可)、簡易水道

■水道技術管理者の資格要件

(江津市水道事業における水道施設の管理に関する技術上の業務を行う水道技術管理者の設置等に関する条例第3条)

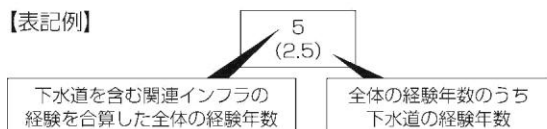
分類		技術上の 実務経験※
大学卒業 <短期大学を除く>	土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業	1年6月以上
	工学、理学、農学、医学、薬学 に関する学科目又はこれらに相当する課程（土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を除く）を修めて卒業	2年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学 に関する学科目又はこれらに相当する課程（土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を除く）以外の課程を修めて卒業	2年6月以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業	2年6月以上
	工学、理学、農学、医学、薬学 に関する学科目又はこれらに相当する課程（土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を除く）を修めて卒業	3年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学 に関する学科目又はこれらに相当する課程（土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を除く）以外の課程を修めて卒業	3年6月以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業	3年6月以上
	工学、理学、農学、医学、薬学 に関する学科目又はこれらに相当する課程（土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を除く）を修めて卒業	4年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学 に関する学科目又はこれらに相当する課程（土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を除く）以外の課程を修めて卒業	4年6月以上
水道に関する技術上の実務経験のみ		5年以上
技術士 上下水道部門 2次試験合格	上下水道及び工業用水道を選択	6月以上
1級土木施工管理 技士 2次検定合格	—	1年6月以上

下水道関連

■下水道法施行令第15条及び同第15条の3に定める資格要件

同第15条の3 下水道法施行令 第15条及び 第15条の3	区 分	要 件		資格取得に必要な下水道技術 に関する実務経験年数（注1）				
		卒業又は修了した学校等	卒業又は修了した学科等	履修した学科目等	計画設計	監督管理等		維持管理
						処理施設 ポンプ施設	排水 施設	処理施設 ポンプ施設
第1号	新制大学	土木工学科、衛生工学科 又はこれらに相当する課程	下水道工学	5 (2.5)	2 (1)	1 (0.5)	2 (1)	
	旧制大学	土木工学科又はこれらに 相当する課程	—	—	—	—	—	
第2号	新制大学	土木工学科、衛生工学科 又はこれらに相当する課程	下水道工学に関する 学科目以外の学科目	6 (3)	3 (1.5)	1.5 (1)	3 (1.5)	
		機械工学科、電気工学科 又はこれらに相当する課程	—	6 (3)	3 (1.5)	1.5 (1)	3 (1.5)	
第3号	短期大学 高等専門学校 旧制専門学校	土木科又はこれに相当する 課程	—	8 (4)	5 (2.5)	2.5 (1.5)	5 (2.5)	
		機械工学科、電気工学科 又はこれらに相当する課程	—	8 (4)	5 (2.5)	2.5 (1.5)	5 (2.5)	
第4号	新制高等学校 新制中等教育学校 旧制中等学校	土木科又はこれに相当する 課程	—	10 (5)	7 (3.5)	3.5 (2)	7 (3.5)	
		機械科、電気科又はこれら に相当する課程	—	10 (5)	7 (3.5)	3.5 (2)	7 (3.5)	
第5号 第6号	日本下水道事業団法施行令 第4条第1項に定める技術検定	第1種技術検定合格		3 (0.5)	2 (0.5)	1 (0)	—	
		第2種技術検定合格		—	2 (0.5)	1 (0)	—	
		第3種技術検定合格		—	—	—	2 (0)	
第7号	建設業法第27条による第二次検定 の合格者（一級土木施工管理技士）	土木施工管理に合格した者		—	3 (1.5)	1.5 (1)	—	
第8号	技術士法による二次試験	下水道を選択科目として上下水道部門に合格した者		0 (0)			0 (0)	
		水質管理又は廃棄物・資源循環を選択科目として衛生 工学部門に合格した者		—	—	—	0 (0)	
第9号	上記に定める学歴のない者	—	—	—	10 (5)	5 (2.5)	10 (5)	
第10号	新制大学の大学院	5年以上在学（卒業）	下水道工学	2 (1)	0.5 (0.5)	0.5 (0.5)	0.5 (0.5)	
	新制大学の大学院又は専攻科 旧制大学の大学院又は研究科	1年以上在学	下水道工学	4 (2)	1 (0.5)	0.5 (0.5)	1 (0.5)	
	短期大学の専攻科	1年以上在学	下水道工学	7 (3.5)	4 (2)	2 (1)	4 (2)	
	国土建設学院等	上下水道工学科	—	8 (4)	5 (2.5)	2.5 (1.5)	—	
	外国の学校	日本の学校による学歴、経験年数に準ずる。			—	—	—	—
	指定された試験	下水道管理技術認定試験（処理施設）		—	—	—	2 (1)	
	指定講習	国土交通大学校	専門課程下水道科研修		—	5 (2.5)	2.5 (1.5)	—
日本下水道事業団		下水道の設計又は工事の監督管理資格者講習会		—	5 (2.5)	2.5 (1.5)	—	
		下水道維持管理資格者講習会		—	—	—	5 (2.5)	

【表記例】



<関連インフラ>

- ・計画設計及び実施設計・工事の監督管理の場合
下水道、上水道、工業用水道、河川、道路
- ・維持管理の場合
下水道、上水道、工業用水道、し尿処理施設

■「計画設計」とは、事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。

■「監督管理等」とは、実施設計（計画設計に基づく具体的な設計）又は工事の監督管理（その者の責任において工事を設計図書と照合し、それが設計図書の通りに実施されているかどうかを確認すること。）をいう。

■「維持管理」とは、処理施設等の運転管理等をいう。

※施行日：令和6年4月1日